

各管区警察局交通担当部長
警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 の 長

警察庁交通局都市交通対策課長

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下、「法」という。）第5条、同法第13条第3項、同法附則第7項及び同法第7条（同法第13条第4項及び同法附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に係る自動車保管場所の届出（以下「保管場所届出」という。）にあっては、今後、下記により郵送による届出についても、これを受理することとするので、各警察署にその徹底を図り、取り扱いの適正を期されたい。

記

1 郵送による保管場所届出

郵送による保管場所届出とは、保管場所届出を行おうとする者（以下「届出者」という。）が、郵便により自動車保管場所届出書を提出して行うことをいう。

2 実施要領（別紙1参照）

- (1) 届出者は、自動車保管場所届出書及び必要な添付書面並びに届出者の住所、氏名を記入した返信用葉書を封書に同封した上、保管場所を管轄する警察署長に郵送により提出して行うことができる。
- (2) 警察署長は、自動車保管場所届出書及び添付書面（以下「届出書等」という。）を点検し、内容に誤り又は不備がなければこれを受理する。届出書等の内容に誤り又は不備がある場合は不受理とする。
- (3) 警察署長は、通知書（返信用葉書）に当該届出に係る保管場所標章交付手続のために届出者の来署を求める旨を記載して、届出者に返送する。

なお、不受理とした場合は、その理由及び訂正のために届出者の来署を求める旨を通知書に記載して、届出者に返送する。

- (4) 届出者は、来署時に通知書を提示し、保管場所標章交付申請書に標章交付手数料（証紙）を添えて（貼付）提出する。

なお、不受理となった届出者は、来署時に届出書等の訂正等を行い、保管場所標章交付申請書に標章交付手数料（証紙）を添えて（貼付）提出する。

- (5) 警察署長は、標章交付手数料の納付を確認した後、標章を交付する。

3 留意事項

- (1) 届出の受理に当たっては、簿冊等により取扱いの明確を期すること。
- (2) 郵送による届出は自動車保管場所届出書に限ること。ただし、届出者が誤って保管場所標章交付申請書を同封して郵送してきたときは、自動車保管場所届出書

については有効なものとして受理するが、保管場所標章交付申請書については、届出者の来署時に返還し、再提出させること。

なお、警察署長は、誤って郵送されてきた保管場所標章交付申請書の管理責任者を定め、当該保管場所標章交付申請書を届出者に返還するまでの間の確実な管理に努めること。

- (3) 届出者が警察署の管轄を誤って郵送してきたときは、当該届出に係る保管場所を管轄する警察署に通送便等により転送すること。

なお、この場合、簿冊等によりその処理てん末を明らかにしておくこと。

- (4) 通知に用いる返信用葉書が同封されていない場合は、電話等により届出書に通知すること。

なお、当該通知に要した費用の徴収は行わないこと。

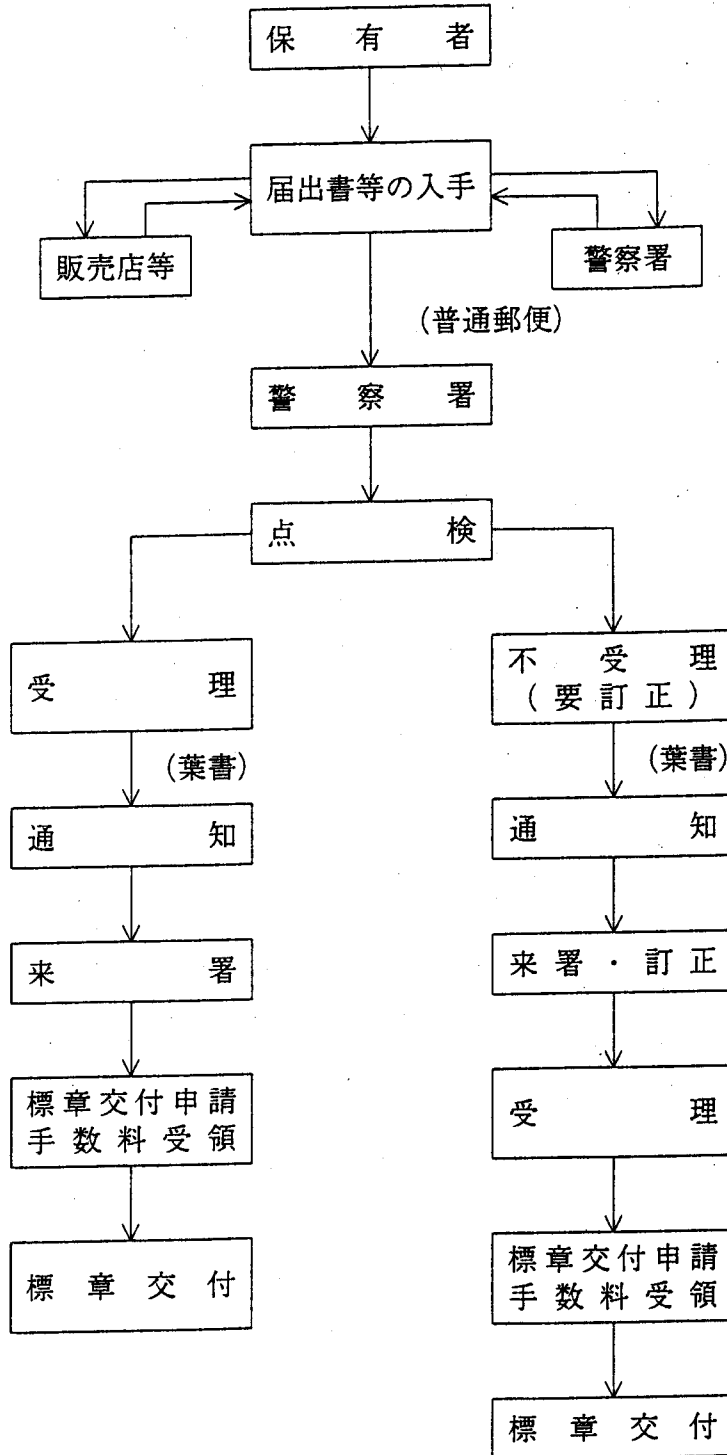
- (5) 届出者が来署時に通知書を持参しなかった場合は、運転免許証等により確認の上、保管場所標章交付の手続きを採ること。

- (6) 保管場所標章は、原則として標章交付申請があった後に発行することとするが、窓口の事務処理体制等を勘案して、あらかじめ標章を発行しておくことは差し支えない。

- (7) 通知書に記載する文面については、別紙2の葉書見本を参考に作成すること。

- (8) 郵送による保管場所届出の提出は、平成8年4月1日から実施する。

郵送による自動車保管場所届出のフローチャート



書留でも受理する。
※ 呼出し用の葉書
が同封されてい
ない

→電話で通知
※ 送付先警察署に
誤って送付
→管轄警察署に
転送

※ 来署時に通知票
持参していない
→運転免許証等
により確認

手数料については、
届出者が来署した際
に徴収する。

平成 年 月 日

〇〇警察署 〇〇番

自動車保管場所届出についてのお知らせ

様

保管場所標章交付のお知らせ

〇月〇日に受理しました自動車保管場所届出について、保管場所標章を交付しますので、この葉書、保管場所標章交付申請書（届出書の2枚目及び3枚目）及び印鑑（届出に使用したもの）を持参の上、すみやかに来署下さい。

届出の不受理についてのお知らせ

〇月〇日に送付されました自動車保管場所届出について、〇印のものが不備のため、受理できません。

再提出の必要がありますので、不備書類を用意の上、この葉書、保管場所標章交付申請書（届出書の2枚目及び3枚目）及び印鑑（届出に使用したもの）を持参の上、至急来署下さい。

1 自動車保管場所届出書

押印忘れ 記載誤り その他 ()

2 保管場所使用権原疎明書面

・自認書 ・駐車場契約書の写し ・使用承諾書

押印忘れ 期限切り その他 ()

3 保管場所所在図・配置図

4 その他 ()

〇〇警察署

担当

電話 〇〇—〇〇〇